

第17回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成23年11月16日 15時03分～15時59分

2 場所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	中野 委員 (委員長)	(欠席委員)
	安次嶺 委員	
	鎌田 委員	
	新垣 委員	
	安里 委員	
	大城 委員 (教育長)	
教育庁	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、財務課長、施設課長、福利課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主査、義務教育課人事班主幹、 文化財課記念物班主任専門員、同班指導主事、同課文化財班主任
4 傍聴した者	<p>記者 9人 / その他 0人</p>	

平成23年第17回県教育委員会会議（定例会）

(開会15:03)

委員長	ただ今から平成23年第17回県教育委員会会議・定例会を開催します。はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に第17回会議録の承認を行います。安里委員お願いします。
安里委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、鎌田委員にお願いします。
鎌田委員	はい。
委員長	次に教育長報告に入ります。報告1について説明をお願いします。
教育長	(教育長報告1の説明) ・東日本大震災における教育委員会の対応状況について
安次嶺委員	「その他の県」の内訳はどうなっているか。
参事	県では具体的な数字は把握していませんが、市町村では把握していると思います。被災地周辺が多いようです。
鎌田委員	受け入れた幼児児童生徒達は安定して生活していると理解してよいか。
義務課長	はい、特に大きな問題の報告等はありません。12月には、被災して沖縄に来ている全員を対象に、沖縄での住み良さ等について調査を行う予定です。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) それでは、報告2について説明をお願いします。
教育長	(教育長報告2の説明) ・平成24年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者について
鎌田委員	身体に障害がある受験者の合格がないが、特徴的な理由はあるか。
義務課長	1人の受験者が1次試験を突破していますが、2次試験の論文試験、模擬授業で基準に達しなかったということです。
鎌田委員	その受験者が受験した校種はなにか。
義務課長	小学校教諭です。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) それでは、報告3について説明をお願いします。

教育長	(教育長報告 3 の説明) ・八重山地区教科書採択問題に対する対応について
鎌田委員	答申どおりということで竹富町のみへの指導をすることはできないという考えが明確にされたという点で、新たな展開が出たと思う。基本的なところで、県と国との間に考え方の違いが出て、平行線のまま今日に至っている。現状では、11月中に報告するのは厳しいと思う。県の考えは貫きながら、こちらの趣旨が伝わるよう取り組んでほしい。
安次嶺委員	結局、国も県も強制できず、市町村の主体性を尊重するという姿勢だ。当初、地元では「国で決めてくれ」「県で決めてくれ」という姿勢が強かつたように思うが、最近は市民や教員が自発的にこの問題に取り組んでいる。県や国が強制力を発揮するわけではない、自分達の市町村で起こった自分達の問題だという認識が出てきたのはいいことだと思う。私達は傍観するというわけではないが、基本的には八重山地区の市民、町民に、自らの子どもたちの教育をどうするかしっかりとと考えてもらい、私達にできるのは地元の自主性を尊重してそれを支えていくことだ。教育長が言うように、再協議をして意見を統一するように指導、助言はできるが、命令はできない。私は、今後は市民活動が大事ではないかと、市民の活動に期待している。
安里委員	私の意見は反対だ。前回の会議では、沖縄県の見解を文書で文科省に提出して文科省の指導、助言を受け、それに基づいて沖縄県として行動するという認識だった。文科省からは、報告にあるようにいろいろな指導、助言が出ている。たとえば、竹富町に対して協議会答申に基づいた教科書を採択することを指導するよう求めるという形で、文科省から沖縄県教育委員会に対して指導が出ている。その指導にあえて反対する理由がどこにあるのか。この問題は発生から3ヶ月あまり経って未だに解決の糸口が見えない。一刻も早く解決できるよう、指導力をもってやっていかなければいけない。地域の問題だから県としては手が出せないというのは責任逃れではないか。法的解釈はそれでいいかもしれないが、道義的には、いつまでもこの状態を見過ごすわけにはいかないと思う。しっかりした方針に基づいて早く一本化する、あるいは文科省が言う形で終結を図り、一日も早く子ども達を取り巻く環境を平穏な状態に戻さなければ、沖縄県教育委員会は何をやっているのかという話になると思う。市町に任せて3ヶ月経っても解決できないのだから、これはもう解決できないものと判断して力強く指導するべきと、私は求める。
安次嶺委員	安里委員の考えは、一本化するか、あるいはそれぞれが独自の行動をとつてもいいから、早く県としてどっちにするか決めようということか。
安里委員	そういう形ででも、この問題の終結を図るべきだと思う。
安次嶺委員	私達がやっている結果、そうなる可能性も高いと思う。市町村が独自に選

	んでいけないということはない。有償か無償かで市町村に負担がかかるような事態になれば、県として傍観はできない。それは支援しなければならない。市民が話し合って決め、最終的に統一できなくても、市民がそれを選んだのであればそれでいいと思う。それに対してどのように支援していくかだ。そういう意味では安里委員の意見も矛盾するものではないと思う。
安里委員	反対という表現をしたのでそう言われたと思う。ただ、市民に選ばせるといつまでも決着が付かない可能性もあるので、早くこの問題を終わらせて、来年に向けた準備を進めてられるようにするべきではないかと思う。
鎌田委員	終わらせたいという思いは皆同じだと思う。しかし、沖縄県として文科省に意見書を出し、指示を仰ぎ、回答が来たが、まだ沖縄県の実態の理解が十分に届いていない。そういう中で、文科省から来た見解を素直に飲むわけにはいかないという立場にある。私は、早く終わらせるために、という答えありきの前に、なぜずれているのかという点について、もう少し検討する時間を持つてもいいのではないかと思う。
新垣委員	法律では地方に任せられている。県が言うよりも、地元が自ら考えて行動するのを待った上で解決させなければ、いつまでもしこりが残ると思う。そうなれば、学校現場や子ども達に支障を来すのではないかと思う。見守ることも大事だ。指導するというやり方も少し考えながら、再協議できることを願うだけではないかと思う。
委員長	この問題は長期間マスコミを騒がせてきた。県と文科省のやりとりでは、はっきりと違いが出てきている。法治国家である我が国では、民主主義を教えるのも大きな仕事だ。3市町教育委員会が民主主義国家を子ども達に教える良い機会でもあるので、どちらにするにしても適正に行われるよう、再協議して1本に絞れるように努力してもらいたい。それでも2本になった場合には、その時点で考えたいと思う。いかがですか。
安里委員	先月も同じような形だったと思う。来月には、2本になった場合にはどういう形で指導するかということを準備しておかなければいけない。私も当事者同士で決めるのが一番よいと思っているが、現状はどう見ても決められないとしか判断できないので、そうなるという前提で、沖縄県としてどうやって解決を図るのかを考え取り組んでほしいと思う。
委員長	あと2週間しか残っていないが、互いにその間にできる最大の努力を惜しまず、地元で一本化させる方向で努力しましょう。 他にございませんか。 (しばし間があり) それでは、議事に入ります。本日は議案が5件となっています。なお、議案第1号から第5号は文化財の指定案件となっておりますので非公開としたい

	と思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 休憩します。 (以下は非公開部分のため省略します)